

## 新潟市障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障がい者総合支援法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

### (業務管理体制の届出)

第2条 障がい者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、障がい者総合支援法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項について、別記様式第1号により市長に行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について、別記様式第2号により市長に行うものとする。

### (届出事項の変更の届出)

第3条 障がい者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障がい者総合支援法施行規則第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項について、別記様式第3号により市長に行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について、別記様式第4号により市長に行うものとする。

### (区分の変更の届出)

第4条 障がい者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による届出は、障がい者総合支援法施行規則第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項について、別記様式第1号により市長に行うものとする。

2 児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項について、別記様式第2号により市長に行うものとする。

### (関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県及び市町村に対して、情報を提供することができる。

### (実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、交付の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第2条・第4条関係)

受付番号	
------	--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1	届出の内容																		
	(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備)																		
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)																			
2 事 業 者	フリガナ																		
	名称又は氏名																		
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)																	
	連絡先	電話番号						FAX番号											
	法人の種別																		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名			生年月日						年 月 日					
	代表者の住所	(郵便番号 - ) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)																	
3	事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地													
	計カ所																		
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の該当する条文(事業者の区分)		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)																
			(2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)																
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)					生年月日										
			第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要															
			第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要															
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																		
	事業者(法人)番号																		
	区分変更の理由																		
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																		
	区分変更日		年					月					日						

別記様式第2号（第2条・第4条関係）

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号									
1	届出の内容										
	(1) 児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項 関係（整備） (2) 児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項 関係（区分の変更）										
2	フリガナ 名称又は氏名										
	住所 (主たる事務所の所在地)										
	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)										
	連絡先										
	電話番号 FAX番号										
	法人の種類別										
3	代表者の職名・氏名・生年月日										
	職名 フリガナ 生年月日 氏名 年 月 日										
4	代表者の住所										
	(郵便番号 - ) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)										
5	事業所名称等及び所在地										
	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地 計 ヵ所										
6	児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分）										
	(1) 法第21条の5の26（指定障害児通所支援事業者等） (2) 法第24条の19の2（指定障害児入所施設等の設置者） (3) 法第24条の38（指定障害児相談支援事業者）										
	児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項										
7	区分変更										
	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課										
	事業者（法人）番号										
	区分変更の理由										
区分変更後行政機関名称、担当部（局）課											
区分変更日											
年 月 日											



別記様式第4号（第3条関係）

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

年 月 日

（宛先）新潟市長

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項
-----------------

1、法人の種別、名称（フリガナ）	2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日	4、代表者の住所、職名
5、事業所名称等及び所在地	
6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日	
7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8、業務執行の状況の監査の方法の概要	

変 更 の 内 容
-----------

（変更前）
-------

（変更後）
-------